

議案第 57 号

北名古屋市基本構想について

北名古屋市基本構想の議決に関する条例（平成 29 年北名古屋市条例第 16 号）第 3 条の規定に基づき、北名古屋市基本構想を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針である北名古屋市基本構想の策定について、議会の議決を経る必要があるからである。

北名古屋基本構想

1 基本理念

- (1) 「こころ」と「からだ」と「まち」が健康で、活力あるまち
「こころ」と「からだ」と「まち」の健康づくりを推進し、全ての市民がいきいきと活躍する活力あるまちをめざします。

- (2) 便利で安全・安心な質の高いまち
安全・安心な生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせる質の高いまちをめざします。

- (3) やすらぎと愛着を感じ、いつまでも住み続けたいまち
やすらぎある暮らしと市民同士のふれあいを醸成し、子どもから高齢者までがいつまでも住み続けたいまちをめざします。

2 めざすまちの姿

「健康快適都市」

～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～

市民の誰もが、快適な生活環境の中で心も体も健康でいきいきと安心して暮らし続けることができるまちをめざすまちの姿とし、その実現に向けて、市民と行政が協働してまちづくりを進めていきます。